



IBR1(13)

令和5年度

市民税
府民税

特別徴収のしおり

もくじ

- 特別徴収事務の取扱要項…………… 1
 - 納入書の使用方法
 - 特別徴収税額を滞納した場合
- 納税者に異動があった場合の届出について…………… 3
- 一括徴収制度について…………… 4
- 退職所得に係る市民税・府民税の
特別徴収について…………… 5
- 異動届出書の記載のしかた…………… 6
 - 給与所得者異動届出書
 - 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
 - 特別徴収への変更依頼書
 - ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書



茨 木 市

市民税課

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

TEL. 072(622)8121(代表)

072(620)1614(直通)

茨木市へ提出いただくときの宛先としてご利用ください。

きりとりせん

きりとりせん

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市

市民税課 市民税係 行

きりとりせん

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市

市民税課 市民税係 行

特別徴収義務者様

茨木市長

令和5年度市民税・府民税特別徴収税額の通知について

平素は、市民税・府民税の特別徴収につきまして、格別のご配慮とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに茨木市市税条例第40条の規定により、令和5年度市民税及び府民税の特別徴収税額を別添のとおり通知いたしますので、ご査収の上、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

特別徴収事務の取扱要項

1 特別徴収による納税義務者

市民税・府民税の賦課期日（令和5年1月1日）現在、茨木市に居住し前年中に給与の支払いを受けた者で、かつ、今年の4月1日現在、給与の支払いを受けている者

2 特別徴収義務者

令和5年4月1日現在、給与の支払いをしている者のうち、所得税法第183条第1項の規定による源泉徴収義務者

3 特別徴収税額の納入について

特別徴収税額通知書に記載された月割額を、6月分から令和6年5月分まで（12回）の毎月の給与を支払われる際に徴収し、翌月10日（ただし、納期末日が休日にあたる場合は、その翌日が納期限となります。）までに別紙納入書により下記の金融機関等で納入してください。

4 納入書による納入場所

(1) 茨木市指定金融機関庁内取扱所

(2) 下記金融機関の本店又は支店

（銀行） りそな・三菱UFJ・三井住友・みずほ・滋賀・関西みらい・池田泉州
京都・徳島大正・みなど

（信用金庫） 尼崎・大阪・大阪シティ・北おおさか・京都

（労働金庫） 近畿

（信用組合） 近畿産業

（順不同）

（農業協同組合） 茨木市・北大阪

（令和5年4月現在）

(3) ゆうちょ銀行・郵便局

※ 新規にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は指定しなければなりませんので、このしおりに添付されている指定通知書をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

5 納入書の使用方法

本市の特別徴収納入書は、OCR（光学文字読取装置）により処理するため、次の点に留意してください。

(1) 令和5年6月（令和5年度当初分）から納入金額に変更のない場合又は年の途中で新規に特別徴収義務者となった場合は、納入金額が既に印字してありますので、そのまま納入してください。

(2) 年の途中で納入金額に変更があった場合は、既に印字してある納入金額では納入することができませんので、次の要領で納入金額を記入、訂正の上、納入してください。（納入書は、改めてお送りしません。）

《納入書記入方法》

- ① 「納入金額 (1)」の欄に金額の記載がある場合は、その金額を横線で消し(訂正印不要)、「納入金額 (2)」の欄に変更後の金額を記入してください。(下記に訂正の記入例を示していますのでご参照ください。)
- ② 「納入金額 (1)」の欄が*****の場合は、通知された金額を「納入金額 (2)」の欄に記入してください。
- ③ 金額の先頭に¥記号は絶対に記入しないでください。
- ④ 数字は、標準字体にならって、所定の枠からはみ出さないように注意してください。
- ⑤ 黒のボールペンで記入してください。

標準字体

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(3) その他の注意事項

- ・納入済通知書は光学機械で読み取りますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- ・納入書の後2枚は予備の納入書です。予備の納入書を利用される場合は、「年」・「月」の欄も必ず記入してください。
- ・納入書の再発行等については、市民税課までお問い合わせください。

6 私製納入書を利用される場合について

本市からお送りしております納入書とは別に、私製納入書(例えば、金融機関の「地方税納入サービス」)を利用される場合、納入済通知書には必ず特別徴収義務者指定番号(004で始まる10桁の番号)を記入してください。

訂正の記入例

大阪府 茨木市 個人市民税 個人府民税 領収証書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
272116	00960-2-960146	茨木市会計管理者
令和5年6月分	指定番号 0040000244	納入金額(1) 円 87,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 給与分(一括徴収分を含む)	90000
	入 退職所得分	23600
	金 延滞金	
	(2) 合計額	113600
納期限 令和5年7月10日	督促手数料	
(特別徴収義務者) 〒567-0000 住所 茨木市〇〇町100-12 所在地 氏名 株式会社〇〇〇〇 名称		領収日付印
上記のとおり領収しました。(納入者保管)		

大阪府 茨木市 個人市民税 個人府民税 納入書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
272116	00960-2-960146	茨木市会計管理者
令和5年6月分	指定番号 0040000244	納入金額(1) 円 87,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 給与分(一括徴収分を含む)	90000
	入 退職所得分	23600
	金 延滞金	
	(2) 合計額	113600
納期限 令和5年7月10日	督促手数料	
※ 日計 (特別徴収義務者) 〒567-0000 住所 茨木市〇〇町100-12 所在地 氏名 株式会社〇〇〇〇 名称		領収日付印
上記のとおり納入します。(金融機関保管)		

大阪府 茨木市 個人市民税 個人府民税 納入済通知書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
272116	00960-2-960146	茨木市会計管理者
令和5年6月分	指定番号 0040000244	納入金額(1) 円 87,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 給与分(一括徴収分を含む)	90000
	入 退職所得分	23600
	金 延滞金	
	(2) 合計額	113600
納期限 令和5年7月10日	督促手数料	
大阪貯金事務センター ㊤ (〒539-8794)		領収日付印
(特別徴収義務者) 〒567-0000 住所 茨木市〇〇町100-12 所在地 氏名 株式会社〇〇〇〇 名称		納
上記のとおり通知します。(茨木市保管)		

7 特別徴収税額を滞納した場合

特別徴収義務者が、納期限までにその徴収税額を納入しなかった場合は、延滞金を徴収することとなります。延滞金の額は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に下記の表の割合をそれぞれ乗じて計算した金額です。特例は、本則の割合に満たない場合に適用します。また、督促状を受け取られた場合は督促手数料 50 円を加算して納入してください。

※延滞金の計算の基礎となる税額が 2,000 円未満の場合は不要です。 ※延滞金が 1,000 円未満の場合は不要です。

※税額に 1,000 円未満の端数がある場合は端数金額を切り捨てて計算します。 ※延滞金額の計算過程の金額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※延滞金額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

計算期間	本則	特例
		令和 3 年 1 月 1 日以降
納期限の翌日から 1 か月を経過した日以降の期間	14.6%	延滞金特例基準割合(注 1) + 7.3%
納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間	7.3%	延滞金特例基準割合(注 1) + 1%
徴収の猶予等の期間	7.3%	猶予特例基準割合(注 2) + 0.5%

(注 1) 租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合（各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合）に年 1% の割合を加算した割合

(注 2) 平均貸付割合に年 0.5% の割合を加算した割合

8 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、特別徴収税額を変更する必要がある場合は、ただちに特別徴収税額を変更し「市民税・府民税特別徴収税額変更通知書」をお送りします。この場合の市民税・府民税の徴収額は、この変更通知書に記載してある月割額になります。

納税者に異動（転勤・退職等）があった場合の届出について

特別徴収義務者は、特別徴収税額の通知を受けた納税者のうち、転勤・退職・死亡・休職・長欠・支払少額・支払不定期・その他の理由により特別徴収義務がなくなった場合、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」といいます。）に必要事項（6 ページ「異動届出書の記載のしかた」を参照してください。）を記載し、給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月 10 日までに次の点に留意の上、関係市町村に提出してください。なお、納税者の住所のみの異動があった場合の届出は不要です。※特別徴収に関する各種届出書は、このしおりに添付されている届出書又は茨木市のホームページ（「特別徴収関連届出書」）からプリントアウトしたものをご利用ください。

(1) 納税者が転勤（退職後、再就職する場合も含む。）した場合

納税者が転勤により新しい勤務先で特別徴収の継続ができる場合は、必ず新しい勤務先へ税額及び月割額を連絡していただくとともに、異動届出書の「新しい勤務先（特別徴収義務者）」の欄と「新しい勤務先へは……」の欄も記載してください。

(2) 納税者が退職（休職・長欠・支払少額・支払不定期・その他の理由も含む。）した場合

退職時までの給与支払額が 30 万円を超える場合は、異動届出書とともに翌年 1 月末までに給与支払報告書を提出してください。また、30 万円以下の場合もなるべく提出をお願いします。

なお、未徴収税額（退職等により特別徴収できなかった税額）を一括徴収できない場合は、普通徴収により直接納税者に通知します。

一括徴収制度について

一括徴収制度とは、特別徴収税額のある給与所得者が退職等によって給与の支払いを受けないこととなった場合で、次に該当するとき、特別徴収税額のうち残税額について、給与や退職金が支払われる際に一度にその残税額を徴収し、納入していただく制度です。

この制度は、退職等によって給与の支払いを受けないこととなった給与所得者の納付の便宜を図るために設けられたものです。できるだけ一括徴収のご利用をおすすめします。また、下記の(2)の場合は、納税者の申出に基づくことなく必ず一括徴収してください。(地方税法第321条の5第2項)

- (1) 退職等により特別徴収できなくなった事由が、6月1日から12月31日までの間に発生し、納税者から一括徴収されたい旨の申出があり、翌年5月31日までの間にその納税者に支払われる給与又は退職手当等の額が残税額を超える場合
- (2) 退職等により特別徴収できなくなった事由が、翌年の1月1日から4月30日までの間に発生し、その年の5月31日までの間にその納税者に支払われる給与又は退職手当等の額が残税額を超える場合

《手続》

特別徴収義務者は、通常の退職等と同様に「異動届出書」を作成し、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までに必ず関係市町村へ提出してください。

なお、この場合異動届出書の「②一括徴収の場合」の欄にも必ず必要事項を記入してください。

◎納入方法

特別徴収義務者は、未徴収税額を異動届出書の「徴収予定額」の欄に記載した額に基づいて、給与又は退職手当等から特別徴収し、徴収した月の翌月10日までに他の納税者に係る特別徴収税額と併せて納入書により納入してください。

なお、この納税額は納入書の「給与分(一括徴収分を含む)」の欄に記入することになりますのでご注意ください。

退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収について

退職所得に係る市民税・府民税所得割（分離課税）は、所得税と同じように退職手当を支給するとき、その額に応じて市民税・府民税額を計算し、納入していただくことになります。その場合、「特別徴収に係る市民税・府民税納入書」（別冊）の「退職所得分」の欄に記入し、納めてください。

なお、「退職所得分」の欄の記入と同時に、裏面の「納入申告書」も必ず記載してください。

(1) 分離課税に係る所得割の納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、本市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

ただし、1月1日現在で、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されている場合は除かれます。

(2) 退職所得に係る市民税・府民税の求めかた

*1 退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	府民税		市民税	府民税
		6%	4%		(100円未満は切捨て)	

*1 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$
(千円未満は切捨て)

*2 退職所得控除額の計算

① 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数

(80万円に満たないときは、80万円)

② 勤続年数が20年を超える場合

80万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※本人が障害者になったことにより退職した場合は、①または②に100万円を加算する。

※勤続年数は、1年未満は切り上げ

*3 勤続年数5年以内の法人役員等については、300万円を超える部分について、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

◎ 10%の税額控除については、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職所得の税額計算から廃止されました。

異動届出書の記載のしかた

※コピーしてお使いください。

1

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

特別徴収指定番号	4年度	宛名番号
特別徴収指定番号	5年度	宛名番号

受付印 5

市町村長 令和 年 月 日 提出

給与支取名称 (所在地) 氏名 担当氏名 電話番号 内線

個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)

フリガナ 氏名 生年月日 元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日 異動の事由 (転勤・転職、退職、死亡、休職、長欠、支払少額、支払不定期、その他) 異動後の未徴収税額の徴収方法 (特別徴収継続、一括徴収、普通徴収)

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の場合 (一括徴収しない場合に記入してください。)

特別徴収の方を○で囲んでください。

異動届出書を市役所へ提出される日を書いてください。

異動された納税者の氏名

上段(1月1日現在)の住所から変更がある場合は新しい住所を記載してください。

結婚、その他で、特別徴収税額通知書の氏名と異なった場合に記載してください。

転勤等により新しい勤務地へ行かれる場合は、その名称、所在地、特別徴収指定番号、担当氏名、電話番号等を記載してください。また新しい勤務先で月割額、徴収開始月を確認し、右の欄を記載してください。

特別徴収税額通知書に記載された特別徴収税額を記載してください。

徴収していただいた月割額の合計額を記載してください。

特別徴収税額(年税額)から徴収済税額を差し引いた残額を記載してください。

一括徴収予定額を何月分で納入するかを記載してください。

特別徴収税額通知書でお知らせしました指定番号・宛名番号を必ず記載してください。

新しい勤務先で継続される場合1を記入してください。一括徴収される場合2を記入してください。未徴収額を納税者自身が納付する場合3を記入してください。

特別徴収することができなくなった事由が、転勤・退職・死亡・休職・長欠・支払少額・支払不定期の場合は、該当する数字を記入してください。それ以外の事由の場合は8.その他の右枠内に簡単に記載してください。

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみ場合は、提出不要です。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、大枠内へ記入してください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

受付印

5

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号	
特別徴収指定番号	4年度 宛名番号
特別徴収指定番号	5年度 宛名番号

市町村長 令和 年 月 日 提出	所在地 〒	氏名 フリガナ	新姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収税額 (例)1月10日納期限分の場合、10月分	未徴収税額 (ウ) (ウ)	異動年月日 令和 年 月 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
給与支払者 (特別徴収義務者)	個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)	生年月日 元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日		円	円	円	番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 8. その他の理由を右欄へ記入	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	

フリガナ	新姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収税額 (例)1月10日納期限分の場合、10月分	未徴収税額 (ウ) (ウ)	異動年月日 令和 年 月 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名		円	円	円	番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 8. その他の理由を右欄へ記入	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
フリガナ	法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 ① 必要 ② 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ①	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
------------	--	---------------------------	---	-------------------------------------

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ①	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
------------	--

※市処理欄（この欄には何も記入しないでください。）

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

指 定 番 号

変 更 前		変 更 後	
フリガナ 名 称			
フリガナ 所 在 地	〒	〒	
フリガナ 特別徴収 関係書類 の送付先	〒	〒	
電 話	-	-	
連絡者の 氏名及び 係名等	担当係名	担当係名	
	担当者名	担当者名	
	内線番号	内線番号	
変更事由	1.氏名又は名称の変更 2.住所(居所)又は所在地の変更 3.送付先の変更 4.合 併 5.特別徴収事務の一本化 6.事務所等の廃止 7.その他()		
	合併後に存続する法人(合併法人)名称		
	合併後に使用する特別徴収義務者指定番号		
法人番号又は 個人番号		変更年月日	年 月 日

年 月 日 提出

(届出先) 茨木市長

事業所名称

代表者氏名

- 名称・所在地・特別徴収関係書類の送付先には誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収義務者で納入金の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、最寄りのゆうちょ銀行店・郵便局を市が指定しなければなりませんので右の「指定通知書」を、利用される最寄りの店名・郵便局名を記載の上、事前にその支店・郵便局に提出してください。

(控)

貴社(所)の納入指定店・郵便局

所在地

名称

ゆうちょ銀行

支店

郵便局

指 定 通 知 書

貴店・局を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づいて、当市の市民税・府民税(特別徴収税額)取扱店・局に指定したので通知します。

認可又は承認番号 貯業2第117号

口座番号 00960-2-960146

加入者の名称 茨木市会計管理者

取りまとめ店 〒539-8794

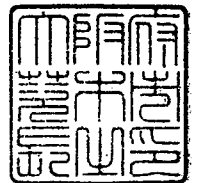
大阪貯金事務センター

年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 支店長様

_____ 郵便局長様

茨 木 市 長



きりとりせん